

甲州居宅介護支援事業所 重要事項説明書

(2025年12月1日現在)

1 事業者について

事業者名称	医療法人 銀門会
代表者氏名	理事長 佐藤 吉沖
所在地 (連絡先)	〒406-0032 山梨県笛吹市石和町四日市場2031 Tel : 055-263-0242

2 事業所について

事業所名称	甲州居宅介護支援事業所
所在地	〒406-0032 山梨県笛吹市石和町四日市場2031
連絡先	Tel : 055-262-0011 (直通) Fax : 055-263-2250 時間外の緊急連絡 : 080-1337-2499
介護保険事業所番号	1970500375
サービス提供地域	笛吹市・山梨市・甲州市・甲府市 (事業所から半径7km以内)

3 事業の目的及び運営の方針について

事業の目的	医療法人銀門会が開設する甲州居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者が、要介護状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。</p> <p>事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。</p> <p>事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

4 事業所の職員体制について

管理者	進藤 真実
主任介護支援専門員数	2名以上 (居宅介護支援業務)
介護支援専門員数	3名以上 (居宅介護支援業務)
事務職員	必要数 (介護支援専門員の補助や保険請求に伴う業務等)

5 営業時間について

営業日	月曜日から土曜日 (年末年始 (12月29日～1月3日まで) は除く)
営業時間	8 : 30～17 : 30
その他	時間外の緊急連絡等に関しては、 055-262-0011 / 080-1337-2499 に対応 (24時間対応)

6 サービス内容について

サービス内容	提供方法
①利用者の課題把握 (アセスメント)	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照

②居宅サービス計画 (ケアプラン)の作成	
③居宅サービス事業所 との連絡調整 (サービス担当者会議等)	
④サービス実施状況把握・評価、利用者状況の把握 (モニタリング・評価)	
⑤給付管理	
⑥書類の代行	

7 利用者の居宅への訪問頻度の目安について

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

介護保険サービスを利用した月は、少なくとも1月に1回（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は2月に1回）

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合は、利用者の居宅を訪問することがあります。

8 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

居宅介護支援費	基本報酬に関しては別紙1を参照。 全額保険給付されますので原則として利用者負担はありません。 ただし、保険料の滞納等により当事業所が法定代理受領できない場合には、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準による額をお支払いいただきます。 ※利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、お支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
交通費	介護支援専門員がサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する場合には、超えた距離に対し33円/km（税込）の交通費を請求いたします。

9 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
(3) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し ・利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。 ・前6か月間に甲州居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に甲州居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は、別紙2の通りです。

10 自立支援及び公正中立について

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めるとともに、医療サービスの連携についても十分

配慮します。利用者及びその家族が自ら選択し決定できるよう支援します。
 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、公正中立に対応します。

1.1 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。
 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知します。
 ・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 ・職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
 ・上記を適切に実施するための担当者を設置します。

1.2 身体拘束について

身体拘束について	当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、家族等に報告します。
----------	--

1.3 ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

1.4 感染症や災害への対応について

感染症や災害に備え、従業者に対し研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備します。

1.5 秘密保持について

秘密保持について	居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については固く守られます。
----------	--

1.6 事故発生時の対応について

事故発生時の対応	利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村に連絡する等必要な対応を行いません。
保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護支援事業者賠償事故補償制度
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

1.7 苦情等相談窓口及び手順について

(1) 当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情の窓口は以下のとおりです。

相談・苦情等受付窓口	連絡先
甲州居宅介護支援事業所 所長 進藤真実	055-262-0011
医療法人銀門会 事務部部长 金子修	055-263-0242
山梨県国民健康保険団体連合会	055-233-9201
笛吹市 介護保険相談窓口	055-261-1903
山梨市 介護保険相談窓口	0553-22-1111
甲州市 介護保険相談窓口	0553-32-5066
甲府市 介護保険相談窓口	055-237-5473

- ・利用者等からの相談、苦情が上がった場合は、迅速かつ誠実に対応し、利用者の権利擁護に努めるとともに申請者や利用者に対して不利益とならないように扱います。
- ・相談、苦情の内容によって、調査等が必要な場合には、適切に対応し、その結果、改善が必要と認められる場合は必要な措置を講じます。

(2) 苦情処理の手順について

- ①苦情があった場合、受付者は事業所長又は所属長に報告します。
- ②事業所長又は所属長が詳しい事情を確認します。
- ③苦情の内容によっては、事業所内又は部内で対策を協議します。
- ④検討した対応策について、必要に応じて苦情申し立て者に説明を行います。

上記の重要事項の内容について説明を受け同意しました。

____年 ____月 ____日

利用者 (住所については、契約書と同じ場合は割愛できます)

住所 _____

氏名 _____

【家族または代理人】

(住所・続柄については、契約書と同じ場合は割愛できます)

住所 _____

続柄 _____

氏名 _____

事業者 住所 山梨県笛吹市石和町四日市場2031
電話 055-262-3121 (代表)
名称 医療法人 銀門会
理事長 佐藤 吉冲
(公印省略)

説明者 _____